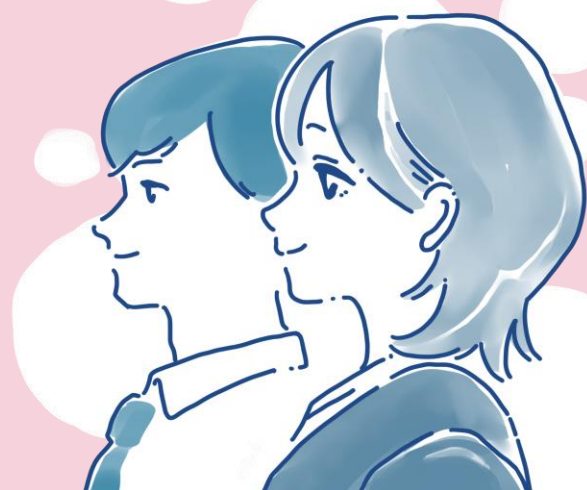


女性活躍推進事業者 認証制度のご案内

女性活躍推進に積極的に取り組んでいる市内事業者を「豊中市女性活躍推進事業者」として認証することにより、豊中市内の事業者等における女性の活躍推進を促すことを目的とした制度です。



- ロゴマークは、事業者のホームページ・名刺等に表示していただくことで企業ブランディングに活用していただくことが可能です。
- 認証事業者には認証証が交付されます。（要件については裏面をご覧ください）



詳細は豊中市市民協働部人権政策課のホームページをご覧ください。

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/danjokyoudou/kigyouninnsyou.html

認証の要件について

分類ア～エの各実施内容の内、分類ア～ウは各分類に2つ以上、
分類エは1つ以上の取組みを行っていることが必要となります。

| 分類 | 実施内容 | 取組 チェック | 提出書類 |
|-------------------|---|--------------------------|--------------------------------------|
| 2つ以上 職場風土の改善 | 1 女性活躍に関する理念・方針などを定め、組織のトップが従業員に向けて発信している。 | <input type="checkbox"/> | ・社内報等の写し ・理念、方針 など |
| | 2 女性の活躍を推進する体制が作られている。 | <input type="checkbox"/> | ・組織図、社内規定、活動を推進する部署が分かるもの など |
| | 3 ハラスメントについての相談窓口や苦情の窓口を設置している。 | <input type="checkbox"/> | ・取組み内容が分かるもの など |
| | 4 女性活躍や働き方改革に関する研修等、従業員向けの研修を実施している。 | <input type="checkbox"/> | ・研修概要など実施内容が分かるもの など |
| | 5 従業員の満足度や就業意欲を把握している。 | <input type="checkbox"/> | ・取組み内容が分かるもの など |
| 2つ以上 働きやすい職場環境 | 6 多様で柔軟な働き方の推進をしている。（テレワーク、在宅勤務、時差出勤、フレックスタイム制度、短時間勤務等） | <input type="checkbox"/> | ・就業規則、社内報、掲示物など制度が分かるもの。併せて、実績が分かるもの |
| | 7 法律で定められている育児休業・各種休暇制度及び事業者独自の休業制度等について、社内に周知している。 | <input type="checkbox"/> | ・社内報、掲示物など周知内容、方法が分かるもの |
| | 8 業務の効率化や長時間労働の是正（月平均残業時間4.5時間未満）、年次有給休暇取得の促進をしている。 | <input type="checkbox"/> | ・取組内容、実績が分かるもの |
| | 9 育児や介護に関する休業後の復帰にあたっての支援を行っている。 | <input type="checkbox"/> | ・取組内容、実績が分かるもの |
| | 10 育児・介護休業取得率向上に向けた研修及び支援策を実施している。 | <input type="checkbox"/> | ・取組内容、実績が分かるもの |
| 2つ以上 女性の活躍推進 | 11 男女ともに、継続的な教育の機会が確保されている。 | <input type="checkbox"/> | ・取組内容、実績が分かるもの |
| | 12 計画的な女性の採用を行っている。 | <input type="checkbox"/> | ・募集資料など、取組内容が分かるもの |
| | 13 非正規雇用から正規雇用となる制度がある、または過去3年以内に実例がある。 | <input type="checkbox"/> | ・就業規則、過去の実例など |
| | 14 女性のキャリア形成や職域拡大に取り組んでいる。 | <input type="checkbox"/> | ・取組内容、実績が分かるもの |
| | 15 管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合が15%以上、又は3年間で増加している。 | <input type="checkbox"/> | ・実績が分かるもの |
| 1つ以上 開示情報 | 16 女性活躍に関する現状・方針・取組等を具体的に開示している。 | <input type="checkbox"/> | ・開示状況が分かるもの |
| | 17 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、従業員に周知、外部に公表、労働局に届けている。 | <input type="checkbox"/> | ・一般事業主行動計画策定届書や認定通知書など |

認定までの流れ



お申し込み・お問い合わせ先

豊中市市民協働部人権政策課

住所：〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

TEL：06-6858-2504 E-mail：danjokyoudou@city.toyonaka.osaka.jp